

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、平成 17 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

平成 17 年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準(環境保全目標)を達成しており、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境基準をほぼ達成していますが、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川の汚濁指標である BOD は、いずれも改善の傾向にあるものの、環境基準を達成できていない地域が残っています。

また、昨年はアスベストによる健康被害が大きな社会問題となり、その対策が急務となる他、地球温暖化・ヒートアイランド現象への対策や廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本府といたしましては、こういった状況に対応するため、平成 17 年度においては、アスベスト禍による府民の不安を解消し、被害の未然防止を図るため、生活環境の保全等に関する条例の改正や、地球温暖化・ヒートアイランド対策として、温暖化の防止等に関する条例の制定及び自然環境保全条例を改正しました。

この他、法令等に基づく規制や指導に加え、エコアクションキャラクター(モットちゃんとキットちゃん)を活用した環境配慮啓発、NPO や関係団体との連携による取り組み、事業者の自主的な環境活動の促進など環境総合計画の 4 つの基本方向(循環、健康、共生・魅力、参加)に沿ったさまざまな施策を実施しました。

また、府といたしましても、事業者・消費者としての立場から、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく、環境 ISO の認証拡大など率先して行動するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、府環境審議会や庁内の推進体制である環境行政推進会議等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成 17 年度に講じた施策のうち重点分野の取り組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額は<巻末資料>に一覧表でまとめて記載しています。